

令和7年分所得税確定申告 住民税申告日程表

| 期 日 | | 事務内容等 | 注 意 事 項 |
|--|--------|---------------|---|
| 2 月 | 16 月 | 黒1区～黒東4区 | <p>〔期 間〕 令和8年2月16日(月)から3月13日(金)</p> <p>〔会 場〕 多良木町多目的研修センター2階</p> <p>〔開場時間〕 午前9時から午後4時まで</p> <p>※ 基本的には事務内容等の地区の方を割り当てて納税相談を実施しますが、都合がつかない場合は、別の日にお越しいただいてもかまいません。</p> <p>※ 受付番号札順に納税相談を行います。受付番号札は、研修センター正面玄関に並んでいる順番で配付します。</p> <p>※ 受付番号札は、午前7時30分から配付します。</p> <p>〔申告休日〕 2月18日(水)、2月25日(水)、3月4日(水)、3月11日(水)、3月16日(月)は、事務整理のため通常申告受付は行いませんので、ご了承ください。</p> <p>〔必ず持参するもの〕 ○申告する世帯員全員のマイナンバーカード又は マイナンバー通知カード+来庁者の身分証明書 (マイナンバーを控えたメモ等では確認しませんので、現物を持参してください。)</p> <p>○納税者の通帳又はキャッシュカード</p> <p>○税務署から届いた確定申告に関する封書・通知等</p> <p>○前年の確定申告書・住民税申告書等の控え</p> <p>〔必要に応じて持参するもの〕 ○源泉徴収票、生命保険料等の各種控除証明書</p> <p>○農業・営業・不動産・山林所得の帳簿及び証書類 (※帳簿が整備されていない場合は、事業経費として計上できませんので、その場合は、雑所得として取扱います。)</p> <p>○その他の所得の収入・経費のわかる書類等</p> <p>○医療費控除の明細書・領収書・医療費通知(お知らせ)</p> <p>○その他申告に必要なもの</p> <p>〔申告納税相談の際の注意事項〕 ○事業所得等の帳簿等を整備してきてください。 整備していない場合は雑所得として取扱います。</p> <p>○医療費控除を受ける場合は、領収書を個人ごとに分け、さらに病院ごとに分け、集計してきてください。 集計できていなければ、次の番号の方を優先します。</p> |
| | 17 火 | 黒西4区～黒7区 | |
| | 18 水 | 申告休み(事務整理) | |
| | 19 木 | 黒8区～黒10区 | |
| | 20 金 | 久1区～久3区、久7区 | |
| | 21 土 | 閉 庁 | |
| | 22 日 | 閉 庁 | |
| | 23 祝 | 閉 庁 | |
| | 24 火 | 久4区、久6区、久9区 | |
| | 25 水 | 申告休み(事務整理) | |
| | 26 木 | 久5区、久8区 | |
| | 27 金 | 久10区～久12区(槻木) | |
| | 28 土 | 閉 庁 | |
| | 3 月 | 1 日 | |
| 2 月 | | 多1区の1～多2区の2 | |
| 3 火 | | 多3区の1～多6区の1 | |
| 4 水 | | 申告休み(事務整理) | |
| 5 木 | | 多6区の2～多7区の2 | |
| 6 金 | | 多8区の1 | |
| 7 土 | | 閉 庁 | |
| 8 日 | | 閉 庁 | |
| 9 月 | | 多8区の2～多9区の2 | |
| 10 火 | | 多10区の1～多11区の2 | |
| 11 水 | | 申告休み(事務整理) | |
| 12 木 | | 予 備 日 | |
| 13 金 | | 予 備 日 | |
| 14 土 | | 閉 庁 | |
| 15 日 | | 閉 庁 | |
| 16 月 | | 申告休み(事務整理) | |
| <p>〔申告会場での注意事項〕</p> <p>・番号札ごとに目安時間を提示しておりますが、申告状況により前後する可能性があります。 準備ができ次第、番号順にお呼び出し致しますが、呼出時に不在の場合、後ろの番号の方を先に案内する場合もあるためご了承ください。</p> | | | |

○ 次の方は、住民税申告は必要ありません。

- ・所得税の確定申告書を税務署に提出する方
- ・前年中の所得が給与所得のみで、支払者から多良木町に給与支払報告書が提出されている方のうち、給与支払報告書に記載されているもの以外の各種控除を受けない方
- ・前年中の所得が公的年金等に係る所得のみで、支払者から多良木町に公的年金等支払報告書が提出されている人のうち、各種控除(社会保険料、生命保険料等)を受けない方

○ 次の方は住民税申告が必要となります。

- ・農業収入(自家消費用の米・野菜等を耕作している場合も含む)がある方
 - ・小作料(米等の現物給付を含む)や家賃収入などの不動産収入がある方
 - ・太陽光売電収入、保険満期一時金などがある方
- ※表面の持参するものをご確認ください。
※帳簿が必要な所得に関しては、帳簿の整備をしてきてください。
※役場で受付できるのは、白色申告の方のみです。

○ 次の方は税務署等で申告をお願いします。

- ・住宅借入金等特別税額控除の初年度申告をされる方
 - ・青色申告特別控除を受けられる方
 - ・準確定申告(年末までに死亡された方の申告)をされる相続人の方
 - ・確定申告と一緒に消費税申告をされる方
- ※税務署で申告する場合は、事前予約が必要です。所轄の税務署に電話をかけるか、LINEの公式アカウントから予約できます。
※自宅からもパソコンやスマートフォンからe-Taxで確定申告が可能です。
詳しくは、「作成コーナー」で検索してください。

○ 各種様式は税務課窓口、国税庁ホームページでお取り寄せください。

- ・事業所得等の帳簿様式、日雇賃金支払証明書、医療費控除の明細書は、税務課窓口でお渡しできます。
 - ・確定申告に関する様式は、税務課に各様式を数部準備していますので、必要な方は、取りにお越しください。
- また、国税庁のホームページにも様式・手引きが掲載されていますので、ご利用ください。

お問い合わせ先 多良木町役場税務課 電話42-1254(直通)
人吉税務署 電話23-2311